

第9号議案

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年2月24日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

別紙のとおり

提案理由

行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の整備を行うため提案する。

## 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(蒲郡市行政手続条例の一部改正)

第1条 蒲郡市行政手続条例（平成9年蒲郡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(蒲郡市情報公開条例の一部改正)

第2条 蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第10条の2 第8条第1項の決定又は公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第11条を次のように改める。

(審査請求があつた場合の手続)

第11条 第8条第1項の決定又は公開の請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に係る処分をした実施機関（実施機関が消防長の場合にあっては、市長）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、蒲郡市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開することとする場合（市以外のものから当該公文書の公開について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）

第12条第7項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(蒲郡市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 蒲郡市個人情報保護条例（平成10年蒲郡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第24条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第24条の2 第16条第1項若しくは第21条第1項（第21条の5及び前条において準用する場合を含む。）の決定又は閲覧等の請求、訂正請求、利用停止請求若しくは削除請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第25条を次のように改める。

（審査請求があつた場合の手続）

第25条 第16条第1項若しくは第21条第1項（第21条の5及び第24条において準用する場合を含む。）の決定又は閲覧等の請求、訂正請求、利用停止請求若しくは削除請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に係る処分をした実施機関（実施機関が消防長の場合にあっては、市長）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審議会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。）の全部を閲覧等させることとする場合（請求者以外のものから当該保有個人情報の閲覧等について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- (5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の削除をすることとする場合

第31条第7項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（蒲郡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第4条 蒲郡市固定資産評価審査委員会条例（昭和38年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所及び氏名又は名称及び所在地」を「氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地」に改め、同項中第4

号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

（蒲郡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第5条 蒲郡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年蒲郡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（蒲郡市職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 蒲郡市職員の給与に関する条例（昭和36年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第20条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14

条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第7条 蒲郡市職員の退職手当に関する条例（昭和38年蒲郡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（蒲郡市市税条例の一部改正）

第8条 蒲郡市市税条例（昭和29年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（蒲郡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第9条 蒲郡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年蒲郡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第25条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（蒲郡市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第2条の規定による改正後の蒲郡市情報公開条例第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた蒲郡市情報公開条例第8条第1項の決定（以下この項において「公開決定」という。）又は同条例第5条に規定する請求（以下この項において「公開請求」という。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定又は公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

（蒲郡市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第3条の規定による改正後の蒲郡市個人情報保護条例第25条の規定は、施行日以後にされた蒲郡市個人情報保護条例第16条第1項若しくは第21条第1項（第21条の5及び第24条において準用する場合を含む。）の決定又は同条例第13条第1項に規定する閲覧等の請求（以下この項において「閲覧等請求」とい

う。)、同条例第19条第1項に規定する訂正請求(以下この項において「訂正請求」という。)、同条例第21条の3第3項に規定する利用停止請求(以下この項において「利用停止請求」という。)若しくは同条例第22条第1項に規定する削除請求(以下この項において「削除請求」という。)に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた同条例第16条第1項若しくは第21条第1項(第21条の5及び第24条において準用する場合を含む。)の決定又は閲覧等請求、訂正請求、利用停止請求若しくは削除請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

(蒲郡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第4条の規定による改正後の蒲郡市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

(蒲郡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第5条の規定による改正後の蒲郡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第4条の規定により公平委員会が平成27年度における業務の状況を報告する場合における改正後の条例第5条の規定の適用については、同条第2号中「審査請求」とあるのは、「不服申立て」とする。